国際女性デー講座

日本のジェンダー平等
なぜ世界から遅れているのか

３月８日の「国際女性デー」は、女性の権利やジェンダー平等について世界中で考える日として、国連が制定した国際デーです。令和８年３月８日（日）、亜細亜大学国際関係学部教授で女子差別撤廃委員会委員を務める秋月弘子さんを講師に迎え、日本のジェンダー平等の課題について、お話しいただきました。その一部をご紹介します。



日本のジェンダー・ギャップ指数（2025 年）は 148 か国中 118 位と、国際的に見ても依然として低い順位にあります。日本でも男女共同参画基本計画や女性活躍推進法、候補者男女均等法など、ジェンダー平等の実現に向けた制度や施策が進められてきました。一方、諸外国では政治や経済分野への女性参画を促進するため、法制度の整備や数値目標の設定など、より実効性のある取組が進められており、こうした取組の積み重ねが現在のジェンダー・ギャップ指数にも反映されています。

女性が政治や経済などさまざまな分野で活躍できる環境づくりや、男女が同じ割合で意思決定に参加できる社会を目指すことが重要であり、そのためには男女間の賃金格差や年金格差が生じる背景を理解し、固定的な性別役割意識（ジェンダー・ステレオタイプ）や無意識の偏見や思い込み（アンコンシャス・バイアス）を見直すことが大切です。

女子差別撤廃条約 選択議定書

女性であることを理由とした差別をなくし、政治や雇用、教育など、あらゆる分野で、女性と男性が平等な権利と機会を持てる社会の実現を目指して、1979 年に国連で採択された国際条約です。日本は 1985 年にこの条約を批准しましたが、条約の実効性をさらに高める「選択議定書」を批准することが、ジェンダー平等の推進に向けた重要な課題の一つとなっています。

女子差別撤廃委員会の役割

女子差別撤廃委員会は、女子差別撤廃条約が各国で適切に実施されているかを審査・監視する国連の専門機関です。各国から提出される報告書をもとに、女性を取り巻く現状や課題を確認し、改善に向けた勧告を行っています。日本も定期的に審査を受けて、政治や経済分野への女性の参画、男女間の賃金格差、家事・育児・介護など無償労働の偏りといった課題について、国際的な視点から改善が求められています。こうした勧告は、日本社会の課題を見つめ直し、より実効性のある施策につなげるための重要な役割を果たしています。

参加者の声

- 選択的夫婦別姓、デンマークでは５種類から選べること。国によってジェンダーについて考え方の差を感じました。日本のジェンダー平等が進展して輝ける未来が早く来て欲しいと思います。
- 私たちはステレオタイプの無意識の偏見が大きいので、一人一人が家族や地域・職場で直していくことが大切だということがあらためてわかりました。
- 秋月さんの女子差別撤廃委員会委員のご経験に基づくお話が、とても興味深かったです。

相談支援体制のさらなる充実を目指して

相談室だより

今回は、DV のないジェンダー平等の社会の実現についてお伝えします

久留米市では、ＤＶのない社会の実現に向け、暴力を容認しない意識啓発や被害者の早期発見、相談体制の充実、被害者の保護や支援など、関係機関や民間団体との連携により総合的に取り組むため、『第４次久留米市ＤＶ対策基本計画』を策定しました。

配偶者や恋人など、親密な間柄で行われる暴力（ドメスティック・バイオレンス『ＤＶ』）は、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害です。

ＤＶは家庭内など閉じられた中で起こることが多く、被害を発見することが難しいという特徴があります。また、令和6年度に実施した久留米市男女平等に関する市民意識調査では、ＤＶを受けたことがある方で、女性の 43.2%、男性の 75.0%が誰にも相談できていない状況です。

いかに、ＤＶ被害者を相談へとつなげていくかが課題であり、男女平等推進センターでは、庁内の関係部署及び外部の関係機関とも連携しながら、第4次久留米市ＤＶ対策基本計画に基づき、ＤＶの防止と被害者支援の充実を図ってまいります。

わたしたち一人ひとりが『ＤＶ』について正しく理解をして早期発見や相談の案内などにつなげることが必要です。また、相談室では、相談員の専門スキルの向上を図り、被害者一人一人の状況に寄り添った支援ができるよう努めています。



“『ＤＶのないジェンダー平等の社会』を実現していきましょう。”

久留米市男女平等推進センター

女性のための総合相談

あなたはひとりではありません。
まず、電話してみませんか？

TEL 0942-30-7802
FAX 0942-30-7811

面接・電話相談（面接は要予約）
月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日
10 時から 18 時
日曜日　10 時から 17 時
木曜日　17 時から 20 時
休み…月の末日・祝休日・年末年始

久留米市男女平等推進センター

女性のための無料弁護士相談

面接で女性弁護士が対応
TEL 0942-30-7802
FAX 0942-30-7811

相談は要予約
毎月第２・第４木曜日　１４時から１５時半
毎月第３木曜日　１７時半から１９時

久留米市男女平等推進センター

男性のための電話相談

「男だから」弱音を吐かない、
強くなければ･･･と思っていませんか？

毎月第２・第４月曜日
16 時 30 分から 17 時 30 分まで
TEL 080-6787-6172
FAX 0942-30-7811

開設日時など詳細はこちら
予約もできます